

第6回

筑波山地域 ジオパーク 認定商品募集

筑波山地域ジオパーク推進協議会ではジオパークを通じた地域振興を目的とし、筑波山地域ジオパークをイメージ出来る食料加工品（料理を含む）の商品を募集します。

審査により、ふさわしいと認められた商品には、商品パッケージなどに筑波山地域ジオパーク認定商品ロゴマークの使用が認められるとともに協議会ホームページやパンフレットなどで「筑波山地域ジオブランド認定商品」としてご紹介をさせていただきます。

詳しくは裏面をご覧ください。皆様のご応募をお待ちしております。



【大粒栗のほくほくカレー】
笠間の焼栗 愛樹マロン



【ラズベリーのフルーツソース】
ジャムファクトリー



【福来味唐辛子】
筑波福来みかん園



【筑波の梅シロップ】
月岡農園



【海老白湯ラーメン】
土浦ラーメン



【カリカリおさつ】
お芋屋さんのお店 サンバター

申請
期間

2024

5.20(月)～6.28(金)まで

お問合せ・応募先

☎ 0296-55-1159 ✉ syoukou_s@city.sakuragawa.lg.jp

筑波山地域ジオパーク推進協議会 地域振興部会事務局
(桜川市経済部商工観光課 〒300-4495 桜川市真壁町飯塚911番地)

筑波山地域ジオパーク推進協議会
〒300-4231 つくば市北条4160番地 <https://tsukuba-geopark.jp>



「筑波山地域
ジオパーク認定商品」
ロゴマーク

※掲載の商品は令和5年度に認定となった商品です。

筑波山地域ジオパーク認定商品募集要項

(1) 申請資格

下記の1～3のいずれかと(2)の必須条件1、2を満たしている商品とします。

1. 食材・素材については、筑波山地域6市内で生産されたものが含まれていること。
2. 事業所が筑波山地域6市内にあり、生産・製造・調理・加工等のいずれかを行っていること。
3. 筑波山や霞ヶ浦などの筑波山地域ジオパークをイメージ出来る商品であり、そのパッケージが筑波山地域ジオパークとの関連を表現したデザインであること。

(2) 必須条件

1. 筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質、歴史、文化、生態系などとの関連が語れる“ストーリー”性のある商品（既存商品も可）であること。
2. 商品価値に優れ、一定の品質を保持できる体制（材料の仕入れ手段、生産手段、販売手段、調理手段、第三者からのクレーム等への対応）を有していること。さらに、食品衛生法及び、生産・販売・調理に関する法令に遵守され、衛生管理及び品質管理、消費者保護に細心の注意を払っていること。

(3) 申請件数について

1回の審査会に応募できる商品数は、1事業者1品までとします。

(4) 認定方法及び結果について

筑波山地域ジオブランド認定審査会により認定の可否を決定し、申請者に通知を行うものとします。

(5) 認定期間

認定期間については認定の日から3年間とし、その後は3年ごとの更新制とします。

(6) 認定の表示に関する費用

商品のパッケージやメニューなどへ認定商品ロゴマークを表示する場合の使用料はかかりませんが、認定シールは有料となります。

(7) 申請方法

筑波山地域ジオパーク推進協議会ホームページより、「筑波山地域ジオブランド認定申請書（様式第1号）」をダウンロードし内容を記入後、応募先へお申し込みください。

ホームページ：<https://www.tsukuba-geopark.jp/news/page001384.html>



(8) 申請期間

2024年5月20日(月)から6月28日(金)まで

(9) 注意事項

1. 申請書類の返却はいたしません。
2. 申請した商品が認定された場合、メディアなどの取材記事・報道に使用することを予め承諾するものとし、その内容については筑波山地域ジオパーク推進協議会に一任いただくものとします。
3. 認定できる商品数は、1事業者最大3品までとします。

お問合せ・応募先

筑波山地域ジオパーク推進協議会 地域振興部会事務局

桜川市経済部商工観光課 Tel. **0296-55-1159**
Mail. syoukou_s@city.sakuragawa.lg.jp

応募先 ※応募のみ

- つくば市ジオパーク室 ☎ 029-883-0012
- 石岡市商工観光課 ☎ 0299-23-1111(代)
- 笠間市観光課 ☎ 0296-77-1101(代)
- 土浦市商工観光課 ☎ 029-826-1111(代)
- かすみがうら市観光課 ☎ 029-897-1111(代)